

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

こども未来部 保育課

許認可等の内容		施設等利用給付認定の変更
根拠法令等及び条項		子ども・子育て支援法第30条の8第1項
標準 処理 期間	根拠条項	子ども・子育て支援法第30条の5第5項
	設定等年月日	平成27年 4月 1日設定 令和 元年10月 1日最終変更
	標準処理期間	30日以内
審査 基準	根拠条項	子ども・子育て支援法第30条の8第1項 子ども・子育て支援法施行規則第28条の7
	参考事項	栃木市子ども・子育て支援法施行細則
	設定等年月日	平成27年 4月 1日設定 令和 元年10月 1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>子ども・子育て支援法 抜粋 (施設等利用給付認定の変更)</p> <p>第三十条の八 施設等利用給付認定保護者は、現に受けている施設等利用給付認定に係る小学校就学前子ども(以下「施設等利用給付認定子ども」という。)の該当する第三十条の四各号に掲げる小学校就学前子どもの区分その他の内閣府令で定める事項を変更する必要があるときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、施設等利用給付認定の変更の認定を申請することができる。</p> <p>2 市町村は、前項の規定による申請により、施設等利用給付認定保護者につき、必要があると認めるときは、施設等利用給付認定の変更の認定を行うことができる。</p> <p>3 第三十条の五第二項から第六項までの規定は、前項の施設等利用給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>4 市町村は、職権により、施設等利用給付認定保護者につき、第三十条の四第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもが満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した日以後引き続き同一の特定子ども・子育て支援施設等(第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。)を利用するときその他必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、施設等利用給付認定の変更の認定を行うことができる。</p> <p>5 第三十条の五第二項及び第三項の規定は、前項の施設等利用給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>子ども・子育て支援法施行規則 抜粋 (法第三十条の八第一項に規定する内閣府令で定める事項)</p> <p>第二十八条の七 法第三十条の八第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げ</p>	

る事項とする。

- 一 該当する法第三十条の四各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 二 施設等利用給付認定の有効期間